

# 団体生命保険中途加入のご案内

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）】

パンフレット（契約概要、注意喚起情報）

～ 死亡・所定の高度障害状態に備える生命保険です ～

この保険は福利厚生制度の一環です



【意向確認のお願い】 加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？

申込締切日	原則毎月10日	保障（責任） 開始日	申込締切日の翌月1日
申込書類依頼先	株式会社JALUX保険サービス TEL：0120-21-8011（日・祝日・年末年始を除く） ※二次元コードからもお問い合わせが可能です。		
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。		

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。  
保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者であるウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社に交付されています。

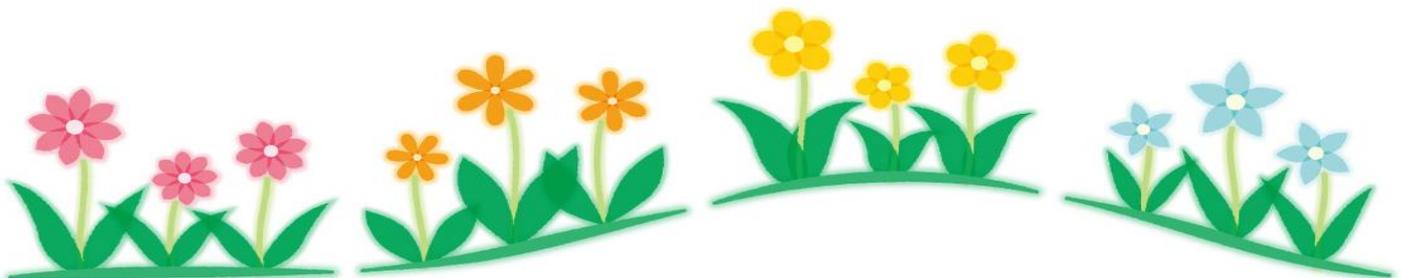
団体番号：0793355

## 保険の概要

必ず、それぞれの項目で内容をご確認ください。

	在職中	退職後
加入対象者	役員・従業員の方、配偶者、子ども 詳細はP.5をご確認ください。	退職時点で1年以上加入済みの本人およびその配偶者だけ継続できます。なお、子どもは本人が退職した年の末日（12月31日）までとなります。 詳細はP.9をご確認ください。
保障内容 【支払事由】	死亡・所定の高度障害状態に備える生命保険です。詳細はP.8をご確認ください。	
保険料の 引き去り方法	加入月に支給される給与より、毎月の給与から引き去りとなります。	毎月13日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定口座より自動振替となります。 ※口座の残高にはご注意ください。 「契約の失効」欄も併せてご確認ください。
配当金	毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、一定の基準にもとづいて計算した配当金をお支払いする仕組みになっております。 したがって、 <b>将来お支払いする配当金は変動し、0&lt;ゼロ&gt;となる可能性もあります。</b> 保険期間の途中で加入した場合、加入期間に応じた配当金が支払われます。保険期間の途中で脱退（死亡、高度障害保険金が支払われた場合を含む）した場合は、配当金のお支払いはありません。	
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人：300万円～6,000万円の13コース（注）</li> <li>配偶者：300万円～1,000万円の5コース</li> <li>子ども：300万円、400万円の2コース</li> </ul> （注）保険年齢61歳～65歳 ⇒保険金額3,000万円が上限となります。 保険年齢66歳～70歳 ⇒保険金額1,000万円が上限となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人：300万円、600万円、1,000万円の3コース</li> <li>配偶者：300万円、500万円の2コース</li> <li>子ども：300万円、400万円の2コース（注）</li> </ul> （注）本人が退職した年の末日（12月31日）まで継続が可能です。
新規加入及び 保険金額の増額	毎月新規加入（増額）できます。 毎月10日までにお申込みの方の加入（増額）日は翌月1日となります。 満65歳6か月超の方は、加入（増額）のお取り扱いはできません。	退職後の新規加入（増額）のお取り扱いはできません。 退職後は継続または減額のみのお取り扱いとなります。
脱退及び 保険金額の減額	1月1日付の年1回のみ受付いたします。（共通）	
契約の失効	退職月の翌月から2か月以内に「継続の意思確認が取れない」「口座振替依頼書のご提出がない」場合は退職月の翌月1日付で失効し、脱退となります。	2回連続で保険料の振替ができなかった場合は、保険料振替ができなかった月の1日に遡って失効し、脱退となります。

※保険年齢は2025年1月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。



団体生命保険を活用することによって、  
病気やケガによる万一（死亡・高度障害）の場合の  
保障が準備できます！



## お手頃な保険料

ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社ならではのスケールメリットを生かしたお手頃な保険料で、保障が準備できます。

## 毎年見直しができる

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障金額を見直す機会があります。（※1）

## 退職後の継続も可能

在職中だけでなく、ご退職後も継続することが可能です。詳細は P.9 をご覧ください。

## ご家族の保障も準備

配偶者さまやお子さまも一緒にお申込みいただけます。（※1）（※2）

## 配当金も魅力

剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減されます。詳細は P.9 をご覧ください。

なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。

＜＜配当還元率実績＞＞

2021年	2022年	2023年
約40%	約55%	0%

（注）記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。

配当還元率＝配当金支払額÷年間払込保険料×100

## 申込み手続きが簡単

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。（※1）

（※1）健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

（※2）本人の加入が必要等の条件があります。

## 目次

### ●契約概要（P.5～P.10）

契約の内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・保障金額
- ・加入資格
- ・保険料
- ・保険のしくみ
- ・保険期間
- ・支払事由 など

### ●注意喚起情報（P.11～P.13）

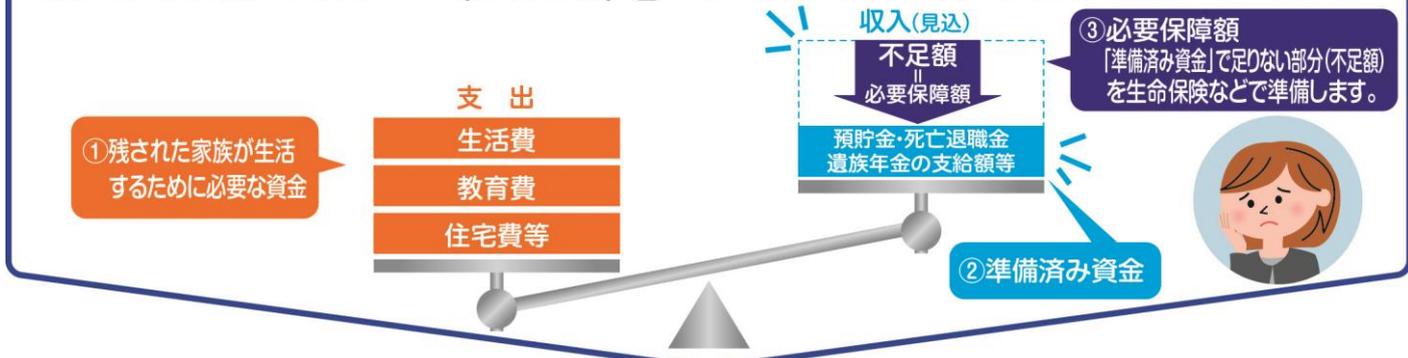
お申込みに際して特に注意いただきたいことを記載しています。

- ・告知に関する重要事項
- ・保険金をお支払いできない場合 など

# 「万一（死亡）」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

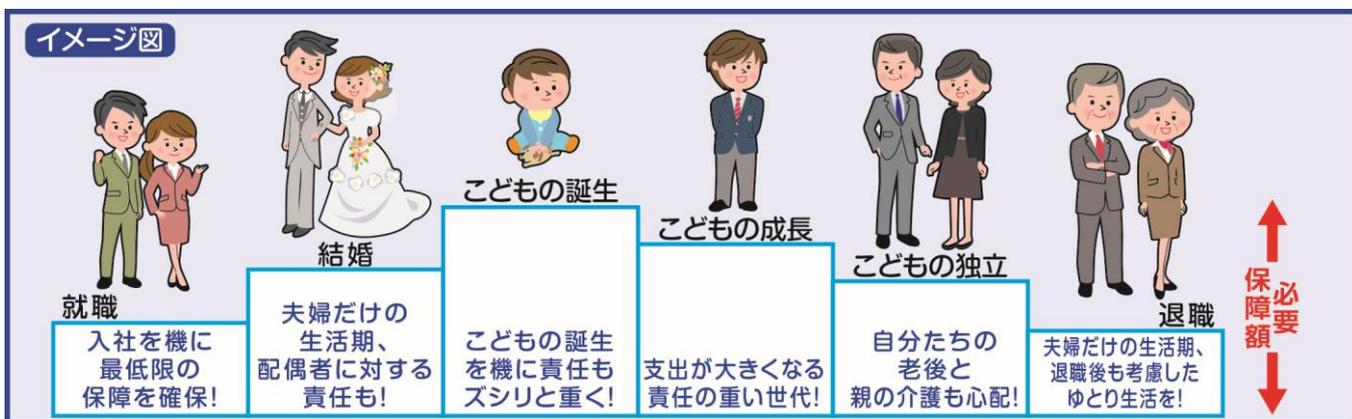
①残された家族が生活するために必要な資金 — ②準備済み資金 = ③必要保障額

## あなたが「万一（死亡）」の場合に、困る人がいます



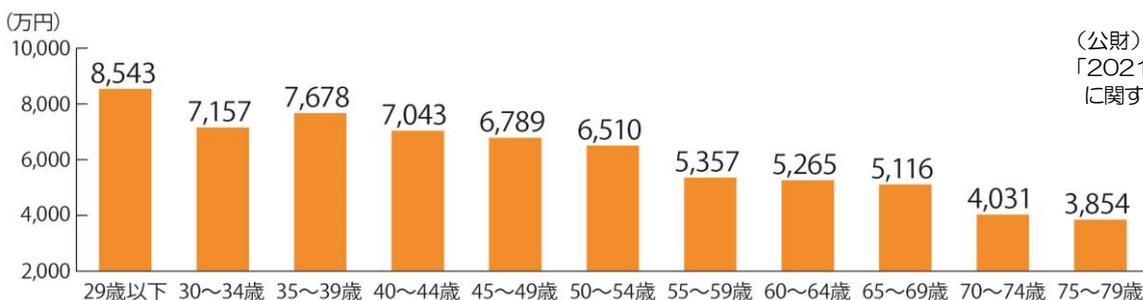
※この他、想定していなかった出費に備え、予備費を準備することも考えられます。

## ライフステージによって変化する必要保障額



## 万一（死亡）の場合の家族の必要生活資金総額

世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果（世帯主年齢別）



(公財) 生命保険文化センター／「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を準備しましょう。

### お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば  
公立小・中学校→私立高校→私立大学（文法政経  
商系・屋間部・自宅通学）の場合

約 **1,083** 万円

万一のために  
しっかり  
備えないとね。



文部科学省／「令和3年度 子供の学習費調査」  
「令和3年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金  
平均額」  
(独) 日本学生支援機構／「令和2年度 学生生活調査」

### 葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は？

葬儀費用合計  
平均  
約 **133.1** 万円

葬儀費用の準備も必要ね。



※葬儀費用、飲食費用、返礼品、お布施（寺院  
などの御礼）の平均の合計額です。  
(株) 鎌倉新書／「第5回お葬式に関する全国調査（2022年）」

# 契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。  
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

## 保険の名称

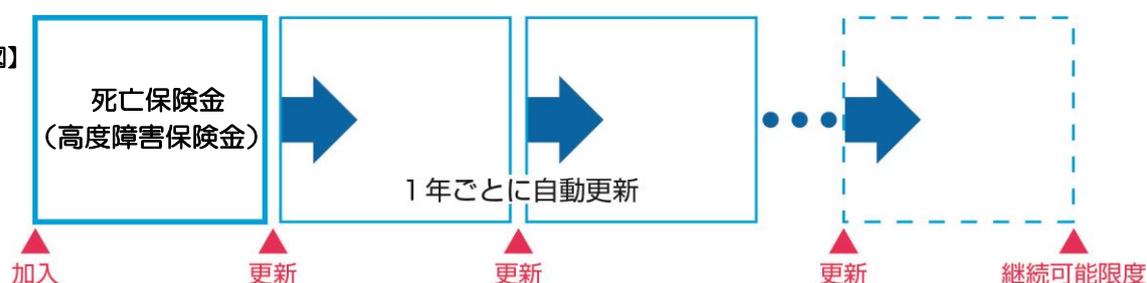
団体定期保険

特約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

## 保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



## 新規加入（増額）できる方【加入資格】

（年齢は2025年1月1日（更新日）時点の年齢）

本人	満14歳6か月超、満65歳6か月以下の役員・従業員
配偶者	満18歳以上、満65歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こども	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども （健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）

- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。  
加入後に加入対象者でなくなった場合には申込書類依頼先までご連絡ください。
- 配偶者・こどものみの加入はできません（本人の加入が条件です）。
- こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

## 責任開始日・保険期間

責任開始日	申込締切日の翌月1日 （注）増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	保険期間：2025年1月1日～2025年12月末日 今回お申込みの方の保障期間：責任開始日～2025年12月末日 （注）増額の場合、増額部分の保障期間です。 原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日（退職後も本人・配偶者は以下の年齢まで継続が可能です） 本人・配偶者 満70歳6か月  こども 満22歳6か月 （注）脱退事由（P.8の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。

## 保障金額・保険料表

【ご注意】退職後は、継続できる保険金額等に制限があります。

また、こどもは本人が退職した年の末日（12月31日）まで継続できます。

詳細はP.9「退職後の取扱」をご参照ください。

### 《本人》

保険金額		保険料（月額）							
死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢	15-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳
		1989.7.2～ 2010.7.1生	1984.7.2～ 1989.7.1生	1979.7.2～ 1984.7.1生	1974.7.2～ 1979.7.1生	1969.7.2～ 1974.7.1生	1964.7.2～ 1969.7.1生	1959.7.2～ 1964.7.1生	1954.7.2～ 1959.7.1生
※ 300万円	男性	717円	763円	841円	969円	1,135円	1,435円	2,102円	2,978円
	女性	655円	729円	771円	864円	918円	1,091円	1,252円	1,588円
※ 600万円	男性	1,434円	1,527円	1,682円	1,938円	2,270円	2,870円	4,204円	5,956円
	女性	1,311円	1,459円	1,542円	1,729円	1,837円	2,182円	2,505円	3,177円
※ 1,000万円	男性	2,390円	2,546円	2,804円	3,230円	3,784円	4,784円	7,008円	9,928円
	女性	2,186円	2,432円	2,570円	2,882円	3,063円	3,638円	4,176円	5,296円
1,500万円	男性	3,585円	3,819円	4,206円	4,845円	5,676円	7,176円	10,512円	
	女性	3,279円	3,648円	3,855円	4,323円	4,594円	5,457円	6,264円	
2,000万円	男性	4,780円	5,092円	5,608円	6,460円	7,568円	9,568円	14,016円	
	女性	4,372円	4,864円	5,140円	5,764円	6,126円	7,276円	8,352円	
2,500万円	男性	5,975円	6,365円	7,010円	8,075円	9,460円	11,960円	17,520円	
	女性	5,465円	6,080円	6,425円	7,205円	7,657円	9,095円	10,440円	
3,000万円	男性	7,170円	7,638円	8,412円	9,690円	11,352円	14,352円	21,024円	
	女性	6,558円	7,296円	7,710円	8,646円	9,189円	10,914円	12,528円	
3,500万円	男性	8,365円	8,911円	9,814円	11,305円	13,244円	16,744円		
	女性	7,651円	8,512円	8,995円	10,087円	10,720円	12,733円		
4,000万円	男性	9,560円	10,184円	11,216円	12,920円	15,136円	19,136円		
	女性	8,744円	9,728円	10,280円	11,528円	12,252円	14,552円		
4,500万円	男性	10,755円	11,457円	12,618円	14,535円	17,028円	21,528円		
	女性	9,837円	10,944円	11,565円	12,969円	13,783円	16,371円		
5,000万円	男性	11,950円	12,730円	14,020円	16,150円	18,920円	23,920円		
	女性	10,930円	12,160円	12,850円	14,410円	15,315円	18,190円		
5,500万円	男性	13,145円	14,003円	15,422円	17,765円	20,812円	26,312円		
	女性	12,023円	13,376円	14,135円	15,851円	16,846円	20,009円		
6,000万円	男性	14,340円	15,276円	16,824円	19,380円	22,704円	28,704円		
	女性	13,116円	14,592円	15,420円	17,292円	18,378円	21,828円		

（注1）記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2025年1月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

（注2）66歳以上の方の加入（増額）はお取り扱いできません。継続のみのお取り扱いとなります。

（注3）61歳～65歳の方は、保険金額3,000万円が上限となります。

（注4）66歳～70歳の方は、保険金額1,000万円が上限となります。

（注5）退職後は※のついた保険金額のみとなります。

## 《配偶者》

死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢	保険料（月額）								
		18(★)-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳	
		1989.7.2～ 2007.1.1生	1984.7.2～ 1989.7.1生	1979.7.2～ 1984.7.1生	1974.7.2～ 1979.7.1生	1969.7.2～ 1974.7.1生	1964.7.2～ 1969.7.1生	1959.7.2～ 1964.7.1生	1954.7.2～ 1959.7.1生	
配偶者	※ 300万円	男性	717円	763円	841円	969円	1,135円	1,435円	2,102円	2,978円
		女性	655円	729円	771円	864円	918円	1,091円	1,252円	1,588円
	※ 500万円	男性	1,195円	1,273円	1,402円	1,615円	1,892円	2,392円	3,504円	4,964円
		女性	1,093円	1,216円	1,285円	1,441円	1,531円	1,819円	2,088円	2,648円
	700万円	男性	1,673円	1,782円	1,962円	2,261円	2,648円	3,348円	4,905円	6,949円
		女性	1,530円	1,702円	1,799円	2,017円	2,144円	2,546円	2,923円	3,707円
	800万円	男性	1,912円	2,036円	2,243円	2,584円	3,027円	3,827円	5,606円	7,942円
		女性	1,748円	1,945円	2,056円	2,305円	2,450円	2,910円	3,340円	4,236円
	1,000万円	男性	2,390円	2,546円	2,804円	3,230円	3,784円	4,784円	7,008円	9,928円
		女性	2,186円	2,432円	2,570円	2,882円	3,063円	3,638円	4,176円	5,296円

## 《こども》

	保険金額	保険料（月額）	
		死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢
			3-22歳
			2002.7.2～ 2022.7.1生
こども	300万円	男女 共通	210円
	400万円		280円

(★) 18歳については保険年齢ではなく、満年齢で記載しています。

(注1) 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2025年1月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

(注2) 配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(注3) こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

(注4) 本人の退職後、配偶者は※のついた保険金額のみとなります。

## 保険料について

- 毎月の給与から控除します（加入月に支給される給与から控除を開始）。
- 退職後は、口座振替となります。
- 保険料表に記載の保険料は確定保険料（月額）です。こどもの保険料は一人あたりの金額です。
- 保険料は毎年の更新時に見直されます。
- 保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

## 保障内容【支払事由】

保険金はいずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。

実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1） 保険金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5.保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

（注2） 保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P.10の【別表】参照）になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

## 受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外）	被保険者ご自身
配偶者		
子ども		

（注1） 原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。

（注2） 遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子（子が死亡している場合には、その直系卑属）		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

## 制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。脱退または減額は1月1日付の年1回のみ受付します。

（注） 制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までには保障します。

- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合など

配偶者・子ども

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、本人との扶養関係がなくなった場合（子ども）（※）など

（※）更新日時点で被保険者としての資格がある子どもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

## 退職後の取扱

- 退職後の新規加入（増額）はできません。退職後は継続のみのお取り扱いとなります（減額は可能）。
- 更新日（1月1日）時点で満70歳6か月を超えた加入者は脱退となります。
- 退職後の保険料は、口座振替となります。
- 2回連続で保険料の振替ができなかった場合は、保険料振替ができなかった月の1日に遡って脱退となります。

### 本人

退職直前まで1年以上継続して当制度に加入されていた方は、退職直前の加入保険金額を限度として継続できます。退職後は、最初に到来する更新日（1月1日）より保険金額は1,000万円が加入上限となります。保険金額が1,500万円以上の場合は1,000万円以下に減額してください。

### 配偶者

本人の継続を条件として、本人が退職直前まで1年以上継続して当制度に加入されていた方は、退職直前の加入保険金額を限度として継続できます。本人退職後は、最初に到来する更新日（1月1日）より保険金額は500万円が加入上限となります。保険金額が700万円以上の場合は500万円以下に減額してください。

### 子ども

本人が退職した年の末日（12月31日）まで継続できます。  
ただし、本人が退職後も継続加入していることが条件となります。

## 保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金（一括受取）に代えて「年金」での受け取りが可能です（子どもの保険金は年金での受け取りはできません）。

（注）このお取り扱いには、[保険金の受取方法](#)に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

## 配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で加入した場合、加入期間に応じた配当金が支払われます。保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

## 引受保険会社

（2024年9月1日時点）

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。  
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

### 【引受保険会社】

第一生命保険株式会社 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）  
SOMPOひまわり生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、富国生命保険相互会社

## 主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

- 保険料  
本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。（対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。）（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）
- 死亡保険金  
◇本人の死亡によって相続人が受け取る保険金（保険料を本人が負担していたもの）は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。（相続税法第3条・第12条）  
◇配偶者・子どもの死亡によって本人（主たる被保険者）が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。（所得税法第34条、所得税基本通達34-1）
- 高度障害保険金  
非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

（注）税務のお取り扱いについては、2023年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。  
詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

## 個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）および死亡保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

## ■ 別表 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

### I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### II. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### III. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

----- ここまでが契約概要となります -----



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

**必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。**

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

## 1

### 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

#### 告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

#### 告知の方法

- 指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

#### 正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

#### 傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

#### 告知に関するお問い合わせ

- P.14の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

## 2

### 責任開始について

- 申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

## 3

### クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

## 4

## 脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

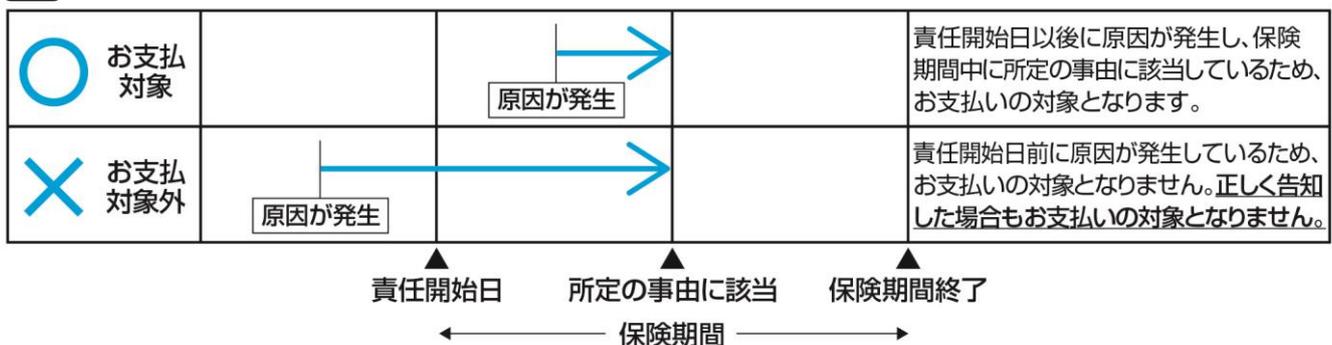
## 5

## 保険金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合
  - 死亡保険金・高度障害保険金
    - ◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき（※1）
    - ◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（主契約のみ）
    - ◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
    - ◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
    - ◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（※2）
      - （※1）精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。
      - （※2）戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。
- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金の不法取得目的、他人に保険金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合
- その他、お支払いできない場合
  - ◇責任開始日より前に発病していた病気（※3）、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき（下記の例参照）
    - （※3）「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。
      - ・医師の診療を受けたことがある。
      - ・健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含む）を受けたことがある。
      - ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

例



## 6

## 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、加入保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構  
**TEL 03-3286-2820**

※受付時間 月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00  
 （土・日・祝日・年末年始を除く）  
 ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

## 7

## ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙の申込書類依頼先へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について  
 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。  
 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）  
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでが注意喚起情報となります -----

## 第一生命お問い合わせ先

### 保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部  
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約への加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途手続きをおとりください。

### 告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と表紙右下の団体番号(7桁)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部  
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)